

自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」で介護報酬改定の要望

自民党の団体総局厚生関係団体委員会・厚生労働部会の招きを受け、2026年10月26日、森山会長が「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席しました。団体ヒアリングにおいて森山会長から2027年介護報酬改定に向けた要望を発表し、参加議員と意見交換を行いました。

【在宅協からの要望】

- 在宅介護サービスの基本報酬について、昨今の物価・人件費高騰分以上の増額
- とりわけ訪問介護の基本報酬については前回マイナス改定前の報酬水準に回復したうえで、物価・人件費高騰分を上回る大幅な増額
- 公正な自由競争のため、社会福祉法人等との税制面のイコール・フッティング（同等条件）



▲要望を述べる森山会長



会場となった自民党本部には多くの国会議員と業界関係者が集まりました

↓ [日本在宅介護協会の発表資料は次頁参照](#)

令和 8 年 10 月 26 日

自由民主党

政務調査会長 小林 鷹之様

組織運動本部長 松野 博一様

一般社団法人 日本在宅介護協会

会長 森山 典明

(公印省略)

予算・税制等に関する要望書

日頃より介護事業への深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は「予算・税制等に関する政策懇談会」にお招きいただき、重ねて感謝申し上げます。

弊会からの要望は下記の通りですので、格段のご配慮とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

Ⅰ. 令和 9 年度(2027 年度)予算編成における要望

- 在宅介護サービスの基本報酬について、昨今の物価・人件費高騰分以上の増額をお願いいたします。
- とりわけ、「訪問介護」の基本報酬については、令和 6 年度マイナス改定前の報酬水準に回復したうえで、昨今の物価・人件費高騰分以上の大幅な増額をお願いいたします。

○2000 年の介護保険制度創設以降、公定価格である介護報酬はほとんど増加しておらず、物価や人件費の高騰に及ばないことは明白です。自らサービス価格を決められない中で、適切な利潤を確保できなければ、生産性を高めるための中長期目線での「人材」や「DX」への投資も進めようがありません。処遇改善の手当は非常にありがたいですが、処遇改善の原資は文字通りそのまま人件費として拠出されるものであり、介護事業の経営基盤そのものを安定させることにはつながりません。処遇改善への対応に加えて、事業者が必要なコストを賄い、安定的に経営を続けられるよう、基本報酬そのものを適切な水準に引き上げていくことが必要不可欠です。

○とりわけ、訪問介護に関しては、令和 6 年度介護報酬改定において全体+1.59%改定の中、2%強の大幅マイナス改定となりました。それ以降、訪問介護事業を取り巻く経営環境は、以下のとおり、極めて深刻な事態に至っています。

① 全産業平均との処遇格差

- 賃金構造基本統計調査において、令和 7 年の賞与込み給与は、全産業平均で 39.6 万円に対し、施設介護は 31.4 万円、訪問介護はそれを更に下回る 30.7 万円となっています。

② 有効求人倍率

- 職業安定業務統計において、2024 年の有効求人倍率は、全産業平均で 1.3 倍に対し、施設介護は 3.3 倍、訪問介護はそれを遥かに上回る 14.7 倍となっています。

③ 従業員の過不足

- 介護労働実態調査において、2025 年の従業員の過不足状況①「大いに不足」、②「不足」との回答率は、施設介護で①13.9%、②22.3%、①②合計で 36.2%に対して、訪問介護は①29.8%、②28.8%、①②合計で 58.6%とより深刻な状況です。

④ 倒産・休廃業・解散

- 東京商工リサーチによる 2025 年の標記調査において、訪問介護の倒産・休廃業解散の合計件数は 556 件まで増加し、老人福祉・介護事業者全体の同件数の約 7 割を訪問介護事業者が占める事態となっています。

⑤ 訪問介護事業所が存在しない自治体

- 厚生労働省「介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ」において、2026 年 6 月時点で訪問介護が 1 つも存在しない自治体数は 116 自治体となり、全自治体の 7 %で既に訪問介護サービスを受けられない事態となっています。

○昨年の「介護事業経営概況調査」では、訪問介護事業者の 35.1%が赤字である一方、平均の収支差率の平均値は 9.6%と高い数字が示されています。しかしながら、訪問介護事業所は立地、規模、事業形態によって経営状況は様々であり、平均値だけを見て「訪問介護事業は十分な収益を上げている」と判断することには、慎重であるべきです。データの捉え方を誤れば、最前線で地域を支えている現場の士気を下げ、結果としてサービスの撤退を助長します。その代償を払うのは事業者以上にご利用者です。現在集計中の「介護事業経営実態調査」においては、ぜひ精緻な分析を行っていただきたい。そのうえで、掲題の要望に沿うご判断を強くお願い申し上げます。

○最後に、介護保険制度は「家族介護の限界」や「社会的入院の増加」という社会課題に対応するために創設された制度です。地域の介護サービスがなくなれば、「利用者本位」という制度の基本理念が損なわれるだけでなく、家族の負担が増え、病院の負担も増えます。社会保障費を 1 円抑制することと、社会的コストを 1 円抑制することは同じではありません。このことも改めて念頭において、ご検討・ご判断を賜りますようお願い申し上げます。

2. 税制改正に関する要望

●公正な自由競争のためのイコール・フットィングを要望します。

○社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を営むという性質上、法人税が原則として課税されず、印紙税や不動産取得税、固定資産税も非課税であり、みなし寄付金制度などの税制優遇措置も認められています。

○しかしながら、同じ介護保険事業を行う営利法人にはこれらの優遇はなく、同一の基準で運営し、同一の介護報酬を得るにも関わらず、最終損益に違いが出てくることになります。最終損益の違いは、賃上げ原資や設備投資資金といった再投資余力に直結しますので、税制上の扱いの差は法人経営にとって極めて大きな問題といえます。

○そもそも我が国の介護保険制度は、多様な事業主体の参入を促し、自由競争の下でサービスの高品質化を図ることで、安心して介護を受けることができる社会の構築を目指したはずです。自由競争であれば同じ土俵で競うことが大前提であり、現状の不整合を是正するため、社会福祉法人と営利法人との税制上のイコール・フットィングを要望します。

以上